

【令和4年度第1回鎌倉市男女共同参画推進委員会会議録】

1 日 時：令和4年（2022年）5月17日（火）

午前10時00分から午後11時30分まで

2 場 所：鎌倉市役所本庁舎1階 市民相談室 オンライン会議

3 出席者：【委員】佐藤委員長、米澤副委員長、原田委員、小山内委員

【事務局】服部部長、矢作担当課長、丸山担当係長、嶋職員

※ 傍聴者 なし

4 議題

(1)かまくらジェンダー平等プラン【鎌倉市男女共同参画計画(第3次)】前期推進計画(案)について

(2)その他

5 配付資料

(1) 【資料1】かまくらジェンダー平等プラン【鎌倉市男女共同参画計画（第3次）】前期推進計画（案）

(2) 【資料2】かまくらジェンダー平等プラン【鎌倉市男女共同参画計画（第3次）】

(3) 【資料3】かまくら21男女共同参画プラン（第2次）改訂版

6 会議の概要

オンライン会議システムにより、出席者の音声即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる状態となっていることを確認して、開会した。事務局の服部部長の挨拶及び事務局の紹介を行い、業務の都合上、服部部長は退席した。

会議の公開、傍聴者の取扱い、会議録等の取扱いについて確認した後、議案の審議に入った。

7 議事

委員長：それでは議題1「かまくらジェンダー平等プラン【鎌倉市男女共同参画計画（第3次）】前期推進計画（案）について」に移ります。では、事務局からより説明をお願いします。

事務局：まず、説明に際し、かまくらジェンダー平等プラン【鎌倉男女共同参画計画（第3次）】前期推進計画は「前期推進計画」、かまくらジェンダー平等プラン【鎌倉市男女共同参画計画（第3次）】については「ジェンダー平等プラン」、かまくら21男女共同参画プラン（第2次）後期推進計画については、「後期推進計画」と名称を省略して説明させていただきます。

配付した資料1 前期推進計画（案）は、後期推進計画に示されている事業について、現在の状況について担当課へ確認を行い、前期推進計画（案）の策定に対して

内容を調整し、さらに、調整後の内容（案）や年次報告の具体的内容について担当課へヒアリング等を行った上で、まとめました。その後、この前期推進計画（案）について、市役所内で全庁照会を行い、内容の確認及び意見を募り、修正を行ったものでございます。

それでは、前期推進計画（案）について、概要をご説明いたします。資料1 前期推進計画（案）をご覧ください。P1では、「前期推進計画の概要」について、本計画は「ジェンダー平等プラン」第3章 施策の展開に基づき、市が取り組むべき推進計画として策定しており、令和4年度（2022年度）から令和13年度（2031年度）の10年間のうち、令和4年度から令和8年度までの5年間を前期とし、毎年、各事業の実施状況等について、男女共同参画推進委員会へ報告を行い、進捗状況の評価やご意見をいただき、さらに「鎌倉市人権・男女共同参画施策推進連絡会」において総合的な調整等を行い、年次報告書をまとめ進行管理を行ってまいります。P2、3では、「ジェンダー平等プラン」で示す体系図を転載しています。P4から15にかけて、「前期推進計画」の内容について「ジェンダー平等プラン」の目標達成に向け「ジェンダー平等プラン」の第3章 施策の展開で示す内容ごとに、取組内容及び担当課を記載しております。なお、各目標に関する資料として「関連指標」を掲載していますが、これについては、「ジェンダー平等プラン」にも掲載している資料で、「前期推進計画」にも参考として転載いたしました。

次に、「後期推進計画」と「前期推進計画」の相違点ですが、「後期推進計画」は、男女共同参画を効果的に推進するため、12の事業を重点事業として定め、いっそうの取組を進めることとしています。この重点事業に定めた12の事業について、実績及び進捗状況、今後の課題等について整理し「年次報告」としてまとめ、委員会で評価いただき、公表を行っております。今回策定する「前期推進計画」では重点目標を定めず、全事業について、進行管理を行います。理由といたしましては、「ジェンダー平等プラン」は、これまでの男女共同参画の考え方を踏襲しつつ、SDGs達成への取組と4つの視点、1、共生社会の実現、2、ジェンダー平等の視点を取り入れた災害対策、3、性犯罪・性暴力の根絶、4、新型コロナウイルス感染症拡大による様々な影響を取り入れて、5つの目標、目標Ⅰ ジェンダー平等社会実現への理解促進、目標Ⅱ 意思決定の場でのジェンダー平等の推進、目標Ⅲ 安全・安心に暮らせる社会の実現、目標Ⅳ ワーク・ライフ・バランスのための環境づくり、目標Ⅴ 配偶者等に対する暴力の根絶、を掲げ、目標ごとに方針及び施策を定め、前期推進計画で具体的取組内容を定めております。この方針及び施策に対する全事業の取組状況を担当課から報告を受け、状況や前年度からの変化、事業を進める上での課題を把握し、全体を評価することによって「ジェンダー平等プラン」に対する進行状況を把握し、実行性を高めることによって、全体的なボトムアップを図ることを目的としています。

今後の流れですが、現在、鎌倉市人権・男女共同推進連絡会の委員へも、前期推進計画（案）に対する意見照会を行っており、本日の会議でのご意見と併せて、再度調整を行い、「前期推進計画」を完成させ、市長決裁によって決定したいと考えております。

以上で説明を終わります。

委員長：ありがとうございました。ただいまの資料の説明について、ご質問・ご意見はありませんか。大丈夫でしょうか。ありがとうございます。特に意見がないようですが、よろしいでしょうか。それでは、次の議題2の「その他」ですが、何か事務局からご意見ありますでしょうか。

事務局：その他としまして、今後の予定についてお伝えします。今回の連絡会の内容を踏まえまして、市長決裁にて内容を決定してまいります。確定したのにつきまして、6月の鎌倉市議会の定例会におきまして、総務常任委員会に報告を行います。また、次回の開催につきまして、令和3年度鎌倉市男女共同参画年次報告につきまして、議題とさせていただきますので、お声がけをさせていただきます。日程についてはまた調整させていただきますので、よろしく願いいたします。以上になります。

委員長：ありがとうございます。委員の皆様、ご意見はございませんか。画面で共有していただいたのが、かまくらジェンダー平等プランの前期推進計画になりますが、こちらについては大丈夫でしょうか。

委員：説明について異議はなかったのですが、内容について、計画案の資料1を拝見した中で、気になったことをいくつか指摘申し上げたいのですが、よろしいでしょうか。資料1の15ページですが、目標5の「配偶者等に対する暴力の根絶」ですが、細かいところで恐縮ですが、用語のことで引っ掛かりを感じまして。具体的には方針3の「DV被害者等の安全確保と自立支援」の部分ですが、まず一つ目の一時保護の支援及び体制を充実しますという中の、隣の箱で、女性被害者の安全を確保し、一時保護を行いますとありますが、今日はかなテラスさんもいらしているので、法律自体は女性が被害者であると限定している訳ではございませんよね。ここであえて女性が被害者というのは、現実的に一時保護を利用される性別が女性の方が多いということ踏まえているとは思いますが、法律上、性別を設定されておりませんし、今後女性が被害者、性別学的には男性という可能性もありうると思いますので、ここであえて女性とつける意図が分からないと思いました。続いて次の項目の、左の箱でDV被害者等の自立に向けた支援を行いますというところで、右の箱に一時保護者が生活基盤を整えられるよう支援しますとあるのですが、一時保護者という言葉の使い方に非常に抵抗がありまして、一時保護の制度を利用された方であって、何かの属性ではないと思うのです。一時保護者というのは非常に引っ掛かりまして、資料3でいただいているものでも、一時保護施設の入所者と書かれていたと思います。13ページの目標4の「ワーク・ライフ・バランスのための環境づくり」の方針2についても、用語について引っ掛かりを感じたのですが。働く場でのジェンダー平等の基盤づくりの(1)雇用機会・労働条件におけるジェンダー平等の実現の一つ目の施策の労働に関する調査を行い、性別による実態把握に努めますの右の箱の書き方ですが、「労働需要調査」等により、女性雇用に対する課題。女性雇用に対する課題というのは、女性の雇用を増やすためにどのようなことが課題になっているのかを把握されるという趣旨だと思うのですが、女性の雇用に課題がある、つまり女性の雇用に問題があるように読めてしまうので、女性の雇用を推進するにあたって、もしくは女性の雇用に向けたのようにはいか

がでしょうか。女性の雇用に対するというのは非常に細かいですが、引っ掛かりを感じ、女性の雇用に問題があるような読み方に聞こえる感じがしました。合計3点が気になったところです。以上です。

委員長：ありがとうございます。今の委員のご意見につきまして、何かご意見はございますか。用語については、委員がおっしゃっていただいた通り、非常に妥当なご指摘をされていると思うのですが、いかがでしょうか。よろしければ、事務局からこの意見についての見解をうかがえればと思います。

事務局：ご意見ありがとうございます。ご指摘、ごもっともだと思います。こちらのほうで、今いただいた3点につきまして、修正を行いまして、方針2の女性の雇用を推進するにあたっての課題、女性雇用に対する課題という現在の表現について、改める内容については担当課とも共有をした上で、修正する方向で調整したいと思います。修正内容につきましては、また確定したものを共有させていただいて、よろしいかどうかを確認させていただければと思います。

委員長：ありがとうございます。それでは、次の資料をご提示いただけますでしょうか。こちらにつきまして説明をお願いいたします。

事務局：こちらの資料ですが、かまくらジェンダー平等プラン、こちらが10年間の大元となるプランになります。令和3年度、本委員会の委員さんにも合計3回の会議を設けまして、審議いただいた内容、また庁内の連絡会の意見、各課の意見、更に今後どのように進めていくかの意見調整を行った上でのプランになっております。現在、決定したものとして市のホームページでも公開しているものとなっております。本日の会議で前期推進計画をご検討いただくにあたって、参考資料として配布したのになります。以上でございます。

委員長：ありがとうございます。これについては特にご意見いただかなくてもと思いますが、もうひとつ参考資料としていただいている、後期推進計画の資料提示をお願いします。こちらについて、簡単に説明をお願いしますでしょうか。

事務局：こちらはかまくら21男女共同参画プランの10年の計画に対して、後半5年間の推進計画になっております。今回前期推進計画を作るにあたって、先ほど相違点を説明しましたが、重点項目を12項目掲げていたこと、その12項目に対して、どのような事業内容を盛り込んでいたのか、それを確認いただくために添付させていただいた資料になります。今回お示しした前期推進計画案の方では、重点項目は掲げず、全ての事業に対して評価を今後していくと捉えていただくために添付したのとなっております。以上でございます。

委員長：ありがとうございます。ご説明いただいて、重点事業というものを今回は掲げないというところが良く分かったと思います。この内容については、実際には承認されて、実行されて来ているものと思うのですが、一点だけ確認、今は修正されているのだろうと思うところがありまして。28ページですが、上から3行目、日常生活面での慣習を見直し、社会的差別（ジェンダー）についての理解を深めるために、その学習機会の提供に努めます、ということで、社会的差別として（ジェンダー）というのが、今回の平等プランではジェンダーの説明が非常に的確なものになっておりましたので、その前後関係がよく分からなかったものですから、社会的差別

(ジェンダー)という表現については少し驚いたので、そのことだけ申し上げたいと思います。私からは以上になります。これで3つの資料をご提示、ご説明いただいたこととなりますが、全体的に委員の皆様から、内容についてのご質問やご指摘をいただけますでしょうか。

委員：今の話を聞いていて、気になったところがあったので話をさせていただきます。資料1の前期推進計画にも一部関連するところで、前期推進計画の2ページをご覧いただきたいのですが、かまくらジェンダー平等プランの体系図がありまして、その目標1「ジェンダー平等社会実現への理解促進」の1.ジェンダー平等の意識づくりの施策というところがあって、(2)として、ジェンダー平等意識の醸成と固定的性別役割分担意識の是正という言葉が出てきています。先ほど文言の話が出ていましたが、前のプランの後期推進計画の28ページを見たところ、固定的性別役割分担意識を是正するという言葉と、事業内容では固定的性別役割分担の解消、推進という言葉が二つ使われています。男女における性別による固定的性別役割分担というのは、元々性別で役割分担が振られているわけではなく、そうではない、個人でそれぞれがその人が思う生き方、働き方を目指せば良いということでございます。性別で役割分担が是正されるということになると、元々役割があって、それが間違えているから直そうではないかというニュアンスが感じられるかなと思ひまして、使い分けられている意図が分からないのですが、できれば解消に揃えてしまった方が誤解はないのではないかという印象を持ちました。それが一点です。同じく今回の第3次の計画の資料1の4ページ。これはプランそのものに関わることではないですが、4ページの推進計画の内容のところの施策で、上から2つ目の箱、人権に関する啓発活動を行いますという箱のその取り組み内容の3つ目、県の人権移動教室を活用しますという教育指導課の施策の取り組み内容が書かれていますが、私の記憶が曖昧ですが、人権移動教室は横浜にある横浜国際人権センター、NGO団体の施策ではないかと思ひます。恐らく県の事業ではないのではないかと思ひまして、ここのところを確認していただいたほうが良いのかなと思ひます。人権移動教室をされるのは非常によろしいかと思ひますが、施策、事業を実施している団体は県ではないという記憶があります。ご確認いただければ良いかなと思ひます。私の記憶違いであれば問題ありません。同じく似たようなもので、情報提供ですが、資料の12ページですが、方針4で「防災分野等におけるジェンダー平等の推進」がありまして、施策の箱の2番目に災害時における男女共同参画センターとの相互支援体制を形成しますということで、これは国の計画にもこのような項目があって、それぞれ連携して防災に取り組みなさいという項目になっています。これは情報提供ですが、取り組み内容のところ、男女共同参画センターから女性のニーズに応じた物資等の提供が受けられるよう体制を形成しますと書いてありまして、この男女共同参画センターというのはかなテラスのことだと思ひますが、今年度から鎌倉市が新しい基本計画、プランを施行されているのですが、県は2年前の国のプランの改定を受けて、今年度県のプランの改定作業を行っています。現在進行中で行っておりまして、今年の年末くらいまでに策定内容をまとめて、来年の4月に新しいプランを施行するということになっていまして、

今回盛り込まれている防災に対する協力体制のようなものが、前回のプランですとかかなり項目としてほとんど無いような状態になっております。県の中では防災関連の役割分担が明確に定まっていないところがございます。今の策定作業で恐らく来年の4月から公開される県の推進計画でその辺が明らかになると思います。現状のところ、かなテラスもこういった役割を担っていない、分担されていない状況になっており、実際県のどこかがこのような役割を担うことになるかなと思いますが、今のところ男女共同参画センターがやるとは決まっています。そのような体制になっていないということは情報としてお含みいただきたいと思います。以上です。

委員長：ありがとうございます。非常に貴重なご指摘と情報を提供していただいたのですが、事務局で今の委員のご質問に関するご意見いただけますでしょうか。

事務局：ご意見ありがとうございます。まず体系図ですね。2ページにございます体系図の中で目標1の「ジェンダー平等社会実現への理解促進」で方針1のジェンダー平等の意識づくりの施策の2ジェンダー平等意識の醸成と固定的性別役割分担意識の是正で、後期推進計画では解消推進のための講座を開催しますということで、表現のご指摘がありました。プランそのもののほうで、施策については文言がフィックスしております。意図としては固定的性別役割分担意識を積極的にそこに差があるのであれば解消していくという気持ちを込めて是正という表現を使って、これがプランの中で確定しております。これからの修正が難しい部分ですので、今後見直しのタイミングでこのあたりを取り上げていくことになると思います。次に4ページのご指摘をいただきました方針1「ジェンダー平等の意識づくり」の1の2つ目の箱の人権に関する啓発活動を行いますのところで、3つ目の箱の県の「人権移動教室」を活用しますという部分に関して、横浜国際人権センターの取り組みではないかというご指摘をいただきました。おっしゃっていただいている通りですが、神奈川県で実施をしている事業になっておりまして、大元が神奈川県になっているので、表現として県の人権移動教室という表現になっている状況です。12ページの防災分野の取り組みに関して、情報提供有難うございます。

委員長：ありがとうございます。今の回答でよろしいでしょうか。

委員：人権教室が恐らく補助金か何かを教育委員会か何かが出しているのでは無いかと思うのですが、それで県の移動教室として良いのかは、個人的にはどうなのだろうという気がしているのですが、共生推進本部室が県全体の人権施策を担当している、そこが予算的には負担していないことは間違いないと思います。教育委員会か何か恐らく補助金を出していると思うので、確認いただいて、県の事業のようなので、県と出してはいけないということは無いのですが、実施が横浜国際人権センターなので、県と言われることに団体がどう思うのかなと非常に気になって、県というのは大丈夫なのかという意味で気になりましたので確認いただければと思います。実施しているところから、「県では無い、うちがやっています。」と言われないうのが心配なところ。以上です。

事務局：ありがとうございます。承知しました。

委員長：ありがとうございます。他に何かご意見がございますか。それではこれをもちまし

て「第1回鎌倉市男女共同参画推進委員会」を終了いたします。皆様有難うございました。

事務局：有難うございました。引き続きよろしくお願ひ致します。